

や

ま

く

ら

通信

若者版

～やまぐち・くらしの安心ネット通信～

発行：山口県消費生活センター

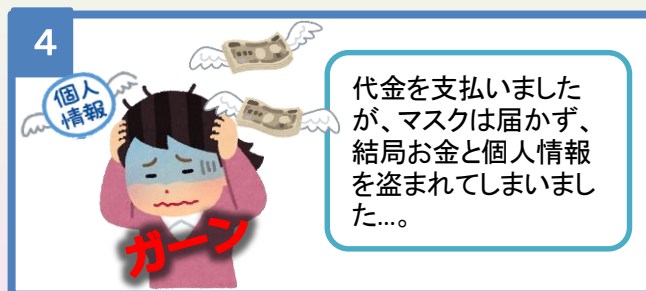
消費生活トラブル情報

注目!

令和2年3月12日

-第21号-

新型コロナウイルスに便乗した悪質商法に注意!



## アドバイス

- 「新型コロナウイルス」の発生に乗じ、消費者の心理につけ込んだ手口が確認されています。マスク販売の悪質ショッピングサイトでは、マスクの在庫があるよう見えても、実際には商品が届かなかったり、入力した個人情報を盗み取られたりするおそれがあります。
- ほかにも、「マスクを無料送付」とSMSを送り付け、添付したURLをクリックすると偽サイトに誘導され、個人情報を盗まれるフィッシングの手口も確認されています。
- アクセスしたサイトが実在する安全なサイトであるかを確認しましょう。心当たりのない送信元からのメール等に添付されたURLをクリックしないよう注意しましょう。
- 不審に思った場合や、トラブルに遭った場合は、最寄りの消費生活センター等に相談しましょう。

山口県消費生活センター

TEL.083-924-0999(相談) / 083-924-2421(消費者教育)

〒753-8501 山口県山口市滝町1番1号

FAX.083-923-3407

山口県消費生活センター

検索

相談受付時間 [月～金]8:30～19:00 [土]8:30～17:00

※日曜・祝日・年末年始はお休みです。

まなべる利用時間 [平日]9:00～16:30(入場受付16:00まで)

※団体利用を希望される場合は、事前に御連絡をお願いします。

令和2年3月15日から

# 豆知識



# マスクの転売禁止がスタート！

## 何が禁止されるの？

個人や業者が小売店など(※)で購入したマスクを**取得価格より高い金額で転売**すること。

※小売業者などとは → スーパーやドラッグストア、通販業者、ネットショップなど  
一般消費者に直接販売する製造事業者、卸売事業者、個人も含む。

## どんなマスクが対象？

- 家庭用マスク、医療用マスクや産業用マスク等
- 個人が手作りしたマスクも用途、素材、形状等により対象



## 違反したときの罰則は？

- 1年以下の**懲役**もしくは100万円以下の**罰金**



**個人であっても、不特定又は多数の者に販売する場合は対象**となります。  
ネットオークションで安値で出品しても、最終的な売値が取得価格を超えたら違反です。

(参考)マスク画像:(一社)日本衛生材料工業連合会HP <http://www.jhpia.or.jp/product/mask/index.html>

# お知らせ

## 山口県消費生活センター開設時間変更のお知らせ (令和2年4月1日から変更)

山口県消費生活センターは、令和2年(2020年)4月1日から開設日時(電話又は来所)を変更します。

### 変更前

月曜日～金曜日 8:30～19:00  
土曜日 8:30～17:00  
(祝日、年末年始は除く)



### 変更後

月曜日～**金曜日 8:30～17:00**  
(祝日、年末年始は除く)

※土日祝日は、消費者ホットラインにより国民生活センター(相談受付時間10:00～16:00)に御相談ください。

## 消費者ホットライン「188」 御案内の流れ

郵便番号が**分かる**



→ ○郵便番号(7桁)入力  
を押す

郵便番号が**分からない**



→ ○固定電話の場合は地域を  
選択。携帯の場合は最寄りの窓口へ

お住まいの市町の  
消費生活センターや相談窓口

又は

山口県消費生活センターなど